

新潟市多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱

平成 26 年 8 月 27 日 制 定

平成 27 年 7 月 29 日 改 正

平成 31 年 3 月 29 日 改 正

令和 3 年 3 月 30 日 改 正

令和 4 年 3 月 31 日 改 正

(趣旨)

第 1 条 農業・農村の多面的機能の維持・発展を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進するため、多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号。以下「実施要綱」という。）、多面的機能支払交付金実施要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2255 号。以下「実施要領」という。）、新潟県多面的機能支払交付金実施要領（平成 26 年 5 月 7 日付け農環第 39 号。）及び実施要綱に基づき新潟県が定める多面的機能支払の実施に関する基本方針（以下「要綱基本方針」という。）に定める農地維持支払交付金事業及び資源向上支払交付金事業（以下「多面的機能支払交付金事業」という。）を行う対象活動組織が要する経費に対し、予算の範囲内で新潟市多面的機能支払交付金事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、新潟市補助金等交付規則（平成 16 年新潟市規則第 19 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金対象事業)

第 2 条 この要綱により補助金を交付することができる対象事業（以下「補助事業」という。）は、多面的機能支払交付金事業とする。

(補助事業者)

第3条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、実施要綱の別紙5及び別紙6に規定する広域活動組織及び活動組織とする。

（補助対象経費）

第4条 第2条に定める補助事業において補助金交付の対象とする経費は、補助事業者が、市長が認定した事業計画に基づき、実施要綱の別紙1の第4、別紙2の第4及び要綱基本方針に規定する対象活動等に要する経費とする。

（補助金の交付・補助率）

第5条 市長は、予算の範囲内で補助事業者が補助事業の施行において、規則第4条に規定する取扱基準（以下「取扱基準」という。）に示す補助率以内の額を補助金として交付することができる。

（取扱基準の設定）

第6条 取扱基準は、市長が別に定める。

（流用の禁止）

第7条 別表の事業の欄に掲げる1と2の経費は、相互に流用してはならない。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、別記様式第1号による補助金等交付申請書を市長へ提出するものとする。

2 前項の補助金等交付申請書に添付する書類は、規則第6条第1項第2号の補助事業に係る事業計画書（別記様式第2号）とする。

（交付の条件）

第9条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

（1） 事業が完了し、又は中止、若しくは廃止された場合において、当該事業により取得した工事材料、その他の物件が残存するときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を市長に報告し、その指示を受けること。

（2） 事業の完了により相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の全部又

は一部を市に納付させることがあること。

(3) この補助金により取得した資材・機材等を事業の完了、中止又は廃止によって処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(4) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又はその一部を市に納付させることがあること。

(5) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(6) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。

(7) この補助金により取得し又は効用の増加した財産のうち第14条第2項に規定する処分制限期間内にあるものについては、実施要領で定める様式第1-11号による財産管理台帳及びその他関係書類を整備し、当該処分制限期間が終了するまでの間保管しなければならないこと。

(計画変更の承認等)

第10条 補助事業者は、規則第10条第1項本文の規定により事業の変更の承認を受けようとする場合は、別記様式第3号による補助事業変更申請書を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の補助事業変更申請書に添付する書類は、別記様式第2号による事業計画書（変更後の内容を記載したものに限る。）とする。

3 規則第10条第1項第1号に規定する市長が定める軽微なものとは、別表の軽微な変更の欄に掲げるとおりとする。

4 規則第10条第1項第2号の規定により市長の承認を受けようとする場合には、事業を中止し、又は廃止しようとする日の15日前までに別記様式第3号による補助事業変

更申請書を，市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第 1 1 条 補助事業者は，補助事業が完了した日から 1 5 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の 3 月 3 1 日のいずれか早い期日までに別記様式第 4 号による実績報告書を市長に報告しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付する書類は，次に掲げるとおりとする。

（1） 規則第 1 3 条第 2 号の補助事業に係る事業実績報告書（別記様式第 2 号）

（2） 規則第 1 3 条第 3 号のその他市長が必要と認める書類

ア 実施要領に定める様式 1－7 号

イ 実施要領に定める様式 1－8 号

（補助金の返還等）

第 1 2 条 市長は，交付すべき補助金の額を確定した場合において，既にその額を超える補助金が交付されているときは，その超える部分の補助金の返還を命じる。

2 市長は，次に掲げる場合には，補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し，又は変更することができる。

（1） 法令，本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合

（2） 補助金を補助金に係る事業以外の用途に使用した場合

（3） 補助金に関して不正その他不適当な行為をした場合

（4） 交付の決定後生じた事情の変更等により，補助金の全部又は一部の交付を継続する必要がなくなった場合

3 市長は，前項に規定する取消しをした場合において，既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは，期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じる。

4 市長は，前項の返還を命じる場合には，その命令に係る補助金の受領の日から納付の

日までの期間に応じて、年利１０．９５パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

- ５ 第１項及び前２項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から１０日以内の日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の概算払）

第１３条 概算払により補助金の交付を受けようとする場合は、別記様式第５号による概算払請求書を市長に提出するものとする。

（財産処分の制限）

第１４条 規則第２０条に規定する市長が指定する財産とは、１件の取得価格が５０万円以上の機械及び器具とする。

- ２ 規則第２０条ただし書きに規定する市長が定める期間は、次に掲げる期間とする。

（１） 農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和３１年農林省令第１８号。以下「農林水産省令」という。）別表に掲げる財産については、同表に定められている処分制限期間に相当する期間

（２） 農林水産省令別表に掲げる財産以外の財産で、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に耐用年数が定められているものは、その耐用年数に相当する期間

附 則

（施行期日等）

第１条 この要綱は、平成２６年８月２７日から施行し、平成２６年４月１日以後に補助事業者が実施した補助事業に適用する。

- ２ 新潟市農地・水保全管理支払交付金事業補助金交付要綱（平成２４年１１月１日制定）に基づき、平成２５年度までに採択された高度な農地・水の保全活動については、活動計画書に定められた活動期間の終了年度まで、当該活動計画書に基づく活動を、従

前どおり継続することができるものとする。

(失効)

第2条 この要綱は、令和7年3月31日限り、効力を失う。

附 則

(施行期日等)

第1条 この要綱は、平成27年7月29日から施行し、平成27年4月1日以後に補助事業者が実施した補助事業に適用する。

附 則

(施行期日等)

第1条 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱による改正前の書類（別記様式第2号）は、平成31年度末までの間、使用することができるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

別表（第 7 条及び第 10 条関係）

事 業	補助対象経費	軽微な変更	
		経費の配分の変更	事業内容の変更
		次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
1 農地維持 支払交付金	補助事業者が農地維持支払交付金の対象活動等に要する経費		実施要綱別紙 1 第 5 の 5 (1) に定める事項の変更 （イ及びオを除く。）
2 資源向上 支払交付金	補助事業者が資源向上支払交付金の対象活動等に要する経費		実施要綱別紙 2 第 5 の 5 (1) に定める事項の変更 （イ及びオを除く。）

別記様式第 1 号（第 8 条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者
対象組織名
代表者氏名

補 助 金 等 交 付 申 請 書

新潟市多面的機能支払交付金事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称	年度 新潟市多面的機能支払交付金事業
2 補助事業の目的及び内容	
3 交付申請額	円
4 補助事業の完了(予定)年月日	年 月 日
5 添付書類	(1) 事業計画書（別記様式第 2 号）

別記様式第2号（第8条、第10条及び第11条関係）

新潟市多面的機能支払交付金事業 事業計画（実績報告）書

1 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く。）

（1）農地維持支払交付金

区 分	交付単価 (円/10a)	対象農用地面積 (a)	交付額 (円)
田 ①			
基本単価			
加算単価			
畑 ②			
基本単価			
加算単価			
草地 ③			
基本単価			
加算単価			
計 ①+②+③			

（2）資源向上支払交付金

ア. 地域資源の質的向上を図る共同活動

区 分	交付単価 (円/10a)	対象農用地面積 (a)	交付額 (円)
田 ①			
基本単価			
継続地区の交付単価			
加算単価			
その他単価			
畑 ②			
基本単価			
継続地区の交付単価			
加算単価			
その他単価			
草地 ③			
基本単価			
継続地区の交付単価			
加算単価			
その他単価			
計 ①+②+③			

※継続地区の交付単価とは、共同活動又は資源向上活動（共同活動）を5年間以上実施した農用地及び資源向上活動（長寿命化）の対象農用地の基本単価に0.75を乗じて得た額

※その他単価とは、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合に交付単価に5/6を乗じた額

※必要に応じ行を追加して記載する。

イ．組織の広域化・体制強化

交付額（円）

2 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

区分	交付単価 (円／10 a)	対象農用地面積 (a)	交付額 (円)
田 ①			
交付単価			
畑 ②			
交付単価			
草地 ③			
交付単価			
計 ①＋②＋③			

※必要に応じ行を追加して記載する。

別記様式第3号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

補助事業者
対象組織名
代表者氏名

補 助 事 業 変 更 申 請 書

年 月 日付け新 第 号で新潟市多面的機能支払交付金事業補助金の交付決定のあった事業について、次のとおり変更したいので、申請します。

記

1 補助事業の名称	年度 新潟市多面的機能支払交付金事業
2 変更の内容	【変更前】
	----- 【変更後】
3 変更の理由	
4 変更予定年月日	年 月 日
5 添付書類	(1) 変更後の事業計画書（別記様式第2号）

別記様式第 4 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

補助事業者
対象組織名
代表者氏名

補 助 事 業 実 績 報 告 書

年 月 日付け新 第 号で交付決定を受けた補助事業が完了したので、
次のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称	年度 新潟市多面的機能支払交付金事業	
2 交付決定額及び その精算額	交付決定額	円
	精 算 額	円
3 補助事業の完了年月日	年 月 日	
4 補助事業の成果	別紙「実施状況報告書（実施要領様式第 1－8 号）」のとおり	
5 補助事業の精算に係る 収支明細	別紙「金銭出納簿（実施要領様式第 1－7 号）」及び「実施状況報告書（実施要領様式第 1－8 号）」のとおり	
6 添付書類	(1) 事業実績報告書（別記様式第 2 号） (2) 金銭出納簿（実施要領様式第 1－7 号） (3) 実施状況報告書（実施要領様式第 1－8 号）	

別記様式第5号（第13条関係）

年 月 日

（あて先）新潟市長

補助事業者
対象組織名
代表者氏名

年度多面的機能支払交付金事業補助金の概算払請求書

年 月 日付け新 第 号で交付決定を受けた補助事業について、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

区 分	交付決定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残 高 (A)－(B)－(C)
農地維持支払 交付金及び資 源向上支払交 付金（施設の 長寿命化のた めの活動を除 く。）	円	円	円	円
資源向上支払 交付金（施設 の長寿命化の 活動）	円	円	円	円
合 計	円	円	円	円